

新	旧
<p style="text-align: center;">今村証券総合取引約款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総合取引</p> <p>2. 総合取引の利用</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) お客様は上記(1)⑦の取引については、次の各号に掲げる取扱方法によりご利用いただけます。</p> <p>① 有価証券(外国証券を含みます。)、その他当社において取り扱う証券、証書、権利又は商品から発生する果実(配当等については、国内上場外国株式及び下記36.の株式数等比例配分方式を選択された株式等の配当金を指します。)のうち、当社において円貨で支払われるものを当社が応じる範囲内で累投口へ入金する方法。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>4-2. 届出事項</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) お客様が本邦の国籍を有しない場合は、上記(1)の申込みの際にその旨をお届いただけます。この場合、「パスポート」、「<u>在留カード</u>」等の書類をご提示いただくことがあります。</p> <p style="text-align: center;">第2章 有価証券の保護預り取引</p> <p>8. 保護預り証券</p> <p>(1) 当社は、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第2条第1項各号に掲げる有価証券について、本章の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>(2) 当社は、上記(1)によるほか、お預りした有価証券が振替決済に係るものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>17. 取引残高報告書の交付</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、お客様よりご請求ある場合は、上記(1)に定める定期報告のほかに、受渡決済の<u>都度</u>遅滞なく取引残高報告書を交付します。</p> <p style="text-align: center;">第3章 振替決済取引</p> <p>25. 本章の趣旨</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 振替一般債、振替投信及び振替株式等の範囲については、機構が定める業務規程に定めるものとします。</p> <p>29. 加入者情報等の口座管理機関への通知の同意</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 上記(4)の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、<u>次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>① <u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知(以下32.において「総株主通知等」といいます。)</u></p> <p>② <u>個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知</u></p> <p>③ <u>株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求(34.(2)に規定する書面交付請求をいいます。)</u></p> <p>34. 個別株主通知等の取扱い</p> <p><u>(1) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出(振替法第154条第4項の申出をいいます。)の取次ぎの請求をすることができます。</u></p> <p><u>(2) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法</u></p>	<p style="text-align: center;">今村証券総合取引約款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総合取引</p> <p>2. 総合取引の利用</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) お客様は上記(1)⑦の取引については、次の各号に掲げる取扱方法によりご利用いただけます。</p> <p>① 有価証券(外国証券を含みます。)、その他当社において取り扱う証券、証書、権利又は商品から発生する果実(配当等については、国内上場外国株式及び下記36.の株式数等比例配分方式を選択された株式等の配当金を指します。)のうち、当社において円貨で支払われるものを当社が応じる範囲内で累投口へ入金する方法。</p> <p>② (省 略)</p> <p>4-2. 届出事項</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) お客様が本邦の国籍を有しない場合は、上記(1)の申込みの際にその旨をお届いただけます。この場合、「パスポート」、「<u>外国人登録証明書</u>」等の書類をご提示いただくことがあります。</p> <p style="text-align: center;">第2章 有価証券の保護預り取引</p> <p>8. 保護預り証券</p> <p>(1) 当社は、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第2条第1項各号に掲げる証券について、本章の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>(2) 当社は、上記(1)によるほか、お預りした証券が振替決済に係るものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>17. 取引残高報告書の交付</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当社は、お客様よりご請求ある場合は、上記(1)に定める定期報告のほかに、受渡決済の<u>つど</u>遅滞なく取引残高報告書を交付します。</p> <p style="text-align: center;">第3章 振替決済取引</p> <p>25. 本章の趣旨</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>また、</u>振替一般債、振替投信及び振替株式等の範囲については、機構が定める業務規程に定めるものとします。</p> <p>29. 加入者情報等の口座管理機関への通知の同意</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 上記(4)の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、<u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知、若しくは総受益者通知(以下32.において「総株主通知等」といいます。)</u>又は<u>個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知</u>のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>34. 個別株主通知の取扱い</p> <p>お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出(振替法第154条第4項の申出をいいます。)の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>律第 94 条第 1 項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第 4 項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</p> <p>(3) 上記(1)(2)の場合は、所定の手続料をいただくことがあります。</p> <p style="text-align: center;">i√(アイ・ルート)信用取引規定</p> <p>第 11 条 (委託保証金の最低維持率及び最低金額) 1 (現行どおり) 2 委託保証金率が前項の最低維持率を下回った場合、又は委託保証金の額が 50 万円を下回った場合、当社からの請求の有無にかかわらず、損失計算が生じた日の翌々営業日の正午までに前項に定める必要委託保証金の率及び最低金額を維持するために必要な額の追加保証金を差し入れるものとします。 3～5 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この改正は、2022 年 9 月 1 日から施行する。</p>	<p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">i√(アイ・ルート)信用取引規定</p> <p>第 11 条 (委託保証金の最低維持率及び最低金額) 1 (省 略) 2 委託保証金率が前項の最低維持率を下回った場合、又は委託保証金の額が 50 万円を下回った場合、当社からの請求の有無にかかわらず、翌々営業日の正午までに前項に定める必要委託保証金の率及び最低金額を維持するために必要な額の追加保証金を差し入れるものとします。 3～5 (省 略)</p>